

個人所得課税の国際比較（日・米・英・独・仏）

区分		国名		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
		日本					
		(昭和 61 年度)	(令和元年度)				
国税収入に占める 個人所得課税（国税）収入の割合		39.3%	30.9%	(連邦) 75.5%	36.3%	40.8%	37.9%
国民所得に占める 個人所得課税（国税）負担割合 [地方税を含めた場合]		6.3% [9.0%]	4.7% [7.8%]	10.7% [含む州・地方政府 13.2%]	12.3%	11.0% [13.2%]	12.2%
税率	最低税率（所得税）	10.5%	5%	10%	20%	0%	0%
	最高税率（所得税） [地方税等を含めた場合]	70% [88%]	45% [55%]	37% [約 49.7%]	45%	45% [47.475%]	45% [54.7%]
税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]		15 [14]	7 [1]	7 [8, 4]	3	—	5 [1]

- (注) 1. 日本については、令和元年度(2019 年度)の「個人所得課税収入の割合」及び「個人所得課税負担割合」は当初予算ベースである。なお、日本の令和元年度の所得税の最高税率については、復興特別所得税(基準所得税額の 2.1%)により、実質的に 45.95%となる。
2. 「個人所得課税(国税)収入の割合」及び「個人所得課税(国税)負担割合」は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税の他、日本については復興特別所得税、ドイツについては連帯付加税(算出税額の 5.5%)、フランスについては社会保障関連諸税(原則として計 9.7%)が含まれている。なお、ドイツについては連邦税、州税及び共有税(所得税、法人税及び付加価値税)のうち連邦及び州に配分されるものについての税収を国税収入として算出している。
3. 「税率」・「税率の刻み数」における地方税等については、アメリカはニューヨーク市の場合の州税・市税、ドイツは連帯付加税を含んでいる。フランスは社会保障関連諸税を含んでいる一方、所得に対して0%～4%(3段階)の高額所得に対する所得課税を含んでいない(財政赤字が解消するまでの時限措置として、2012 年1月より導入)。また、税率の刻み数におけるアメリカの地方税等の税率の刻み数は、州税が8、市税が4である。なお、ドイツでは、税率表に従って税額が決定されるため、税率ブラケットは存在しない。
4. 諸外国は 2019 年1月適用の税法に基づく。
5. 諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD“Revenue Statistics 1965-2017”及び同“National Accounts”に基づく 2016 年の数値。なお、端数は四捨五入している。